

筑紫野市 子ども医療制度が変わりました

令和3年4月から中学生の通院が支給対象になりました

入院外（通院等）の医療費は、小学生までが子ども医療費の支給対象でしたが、令和3年4月1日から中学生の入院外の医療費も支給対象になりました。

◆変更内容

1 医療機関ごとの本人負担額

	現行（令和3年3月まで）	改正後（令和3年4月から）
3歳未満	入院・入院外とも徴収しない	入院・入院外とも徴収しない
3歳～就学前	入院 1日あたり 500円 （1月あたり最大3,500円） 入院外 1月あたり 600円 限度	入院 1日あたり 500円 （1月あたり最大3,500円） 入院外 1月あたり 600円 限度
小学生	入院 1日あたり 500円 （1月あたり最大3,500円） 入院外 1月あたり 1,200円 限度	入院 1日あたり 500円 （1月あたり最大3,500円） 入院外 1月あたり 1,200円 限度
中学生	入院 1日あたり 500円 （1月あたり最大3,500円） 入院外 3割負担（助成なし）	入院 1日あたり 500円 （1月あたり最大3,500円） 入院外 1月あたり 1,600円限度

変更

※いずれも1医療機関ごとに負担。
※薬局での負担はありません。（容器代等を除く）

◆新しい医療証は令和3年3月下旬発送済みです。

医療証がまだ届いていない場合はお問い合わせください。

◆注意事項

以下の方は子ども医療の対象になりません。

- ・ 重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の受給者
- ・ 生活保護受給者

※筑紫野市子ども医療や上記のいずれの受給者でもない人は
子ども医療を受給できる可能性がありますのでお問い合わせください。



今後、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになる予定ですが、その場合も子ども医療証はこれまでと同様に医療機関の窓口を持参する必要があります。